

医政発0830第3号  
平成28年8月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する  
計画の認定を受けた医療法人の法人税法上の取扱い等について

昨年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年法律第74号)により医療法(昭和23年法律第205号)が改正され、社会医療法人の認定を取り消された医療法人について、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、その計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、社会医療法人が実施できる収益業務を行うことができることとされ、本年3月25日に「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)の一部を改正したところであるが、今般、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定を受けた医療法人の法人税法上の取扱い等について、「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)の一部を別添のとおり改正し、本年9月1日から運用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

